

支援費の対象となるサービス

区分	サービス名	サービス内容
身体障害者	施設訓練等支援 更生施設	身体障害者が更生に必要な治療または指導および訓練を受ける施設
	療護施設	常時の介護を必要とする身体障害者が必要な治療および養護を受ける施設
	授産施設 (入所・通所)	就労することが困難な身体障害者が必要な職業訓練を受ける施設
	居宅生活支援 居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことに支障がある在宅の身体障害者が生活全般の介護、家事などの支援を受ける事業
	デイサービス事業	入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練などの援助を必要とする身体障害者が施設に通い、必要な援助を受ける事業
	短期入所事業 (ショートステイ)	居宅において介護を受けることが一時的に困難になった身体障害者が施設に短期入所し、必要な援助を受ける事業
知的障害者	施設訓練等支援 更生施設 (入所・通所)	知的障害者が更生に必要な指導、訓練を受ける施設
	授産施設 (入所・通所)	就労することが困難な知的障害者が必要な職業訓練を受ける施設
	通勤寮	就労している知的障害者が就労および日常生活に必要な援助や指導を受ける施設
	居宅生活支援 居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことに支障がある在宅の知的障害者が生活全般の介護、家事などの支援を受ける事業
	デイサービス事業	入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練などの援助を必要とする知的障害者が施設に通い、必要な援助を受ける事業
	短期入所事業 (ショートステイ)	居宅において介護を受けることが一時的に困難になった知的障害者が施設に短期入所し、必要な援助を受ける事業
児童	居宅生活支援 地域生活援助事業 (グループホーム)	地域において共同生活を営む知的障害者が日常生活上の援助を受ける事業
	居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことに支障がある障害をもつ児童が生活全般の介護、家事などの支援を受ける事業
	デイサービス事業	障害をもつ幼児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練などを受ける事業
短期入所事業 (ショートステイ)	家庭において介護されることが一時的に困難となった障害をもつ児童が施設に短期入所し、必要な保護を受ける事業	

※日常生活用具・補装具など支援費に移行しないサービスは、従来どおりに行われます。

※65歳以上の方は介護保険と共通するサービスは、介護保険制度が優先します。

す。受給者証は、有効期限・支援の種類・支給期間・支給量・利用者負担額などが記載されており、サービスを利用するときには事業者・施設へ提示することになります。

- ・居宅支援の場合「居宅受給者証」
- ・施設支援の場合「施設受給者証」

⑤ サービス提供者と契約します
支給が決定したら、利用者自らが選んだ事業者・施設に受給者証を提示して、利用するサービス内容をよく確認し、サービス利用に関する契約を結びます。

⑥ サービスを利用します

利用者は、事業者・施設に受給者証を提示してサービスを利用し、利用者負担額がある方については、その場で直接支払います。その際、事業者・施設は、サービスを提供した場合に、記録票に記入するなどサービスの利用状況や支給量が利用者と共に確認ができるようになります。

